

「経営者に求められるもの」

「近畿大学講義資料」「実況中継まちづくりの法と政策Ⅱ」「シネマⅡ」より

弁護士 坂 和 章 平

第1 自己紹介

ホームページ <http://www.sakawa-lawoffice.gr.jp>

第2 経営者に不可欠な社会状況の認識——現在の日本社会（戦後58年）の分析

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 経済（金融、財政） | 1945年 |
| 2. 政治 | 1960年代 |
| 3. 社会（少子・高齢化） | 1970年代 |
| 4. 文化 | 1980年代 |
| 5. 教育 | 1990年代 |
| 6. 国際問題 | 2000年代 |
| 7. その他 | |

第3 弁護士としての各種のスタンス

1. クレサラ弁護団 vs 貸金業者弁護団（弁護士のメンタリティ）

- （1）弁護士志望の動機——弱者救済、社会的公正の実現、正義の味方
→消費者保護（正義の味方）vs 金融業者の応援（悪徳弁護士）というイメージ
- （2）これは労働事件も同じか？
- （3）吉野正三郎弁護士（パラリーガル岡田好弘）のスタンスは明快
<判断の分岐点>
 - ① 高い金利であることを分かってお金を借り、返せなくなったから
支払済みの高い金利を返せという主張の社会的妥当性は？
 - ② クレサラ弁護士が、消費者に対して返還請求訴訟を「勧誘」する
「営業」（被害者の「掘り起こし」）の可否は？
 - ③ クレサラ専門で大量処理方式をとる弁護士の価値は？

2. 「群れる」ことの功罪

- （1）弁護団での集団討議、弁護士会の各種委員会での集団討議の功罪
中坊公平弁護士（豊田商事弁護団、住専機構）—弁護団のプラス面を強調
<功>・独りよがり避けられる
・お金の誘惑にはまらない
<罪>・一人一人の判断ができない
・弁護士村の体質にはまってしまう

3. 弁護士における立法活動（ロビイスト活動）の功罪

- （1）社会問題の発生→訴訟の提起による個別解決
→立法化による全体的解決という一般的流れ
 - ・公害問題——「公害健康被害の補償等に関する法律」
 - ・消費者問題——「貸金業の規制等に関する法律」
 - ・労働問題——「労働基準法」etc

- (2) 弁護士会——弁護士政治連盟（会員約 1,000 名，約 5%）の功罪
- 貸金業者——全国貸金業政治連盟の功罪

4. 弁護士坂和の場合

- (1) 公害訴訟 大阪国際空港、西淀川（被害者 vs 加害者）
- (2) 消費者問題 サラ金問題、豊田商事事件、クレサラ（被害者 vs 業者）
- (3) 倒産事件 破産申立人（会社）vs 管財人
- (4) 交通事故 （被害者 vs 加害者（保険会社））
保険会社の顧問弁護士としてのスタンス
- (5) まちづくり訴訟 モノレール訴訟、阿倍野訴訟（住民側 vs 行政）
- (6) まちづくり活動 大阪駅前（住民側 vs 大阪市）
久居再開発（再開発組合 vs 市、三セク、銀行）
津山再開発（再開発組合 + 行政 vs 個人）
奈良、王寺、西宮北口（再開発組合 + 行政 vs 個人）等
- (7) 震災復興まちづくり （まちづくり協議会 + 行政 vs 反対派住民）
- (8) 労働事件 （労働組合 vs 使用者）
- (9) 一般民事事件（原告 vs 被告）
- (10) 一般刑事事件（被告人 vs 告訴人）

5. 弁護士坂和の現在の到達点（反省も含めて）

- (1) 群れない
- (2) 異業種交流
- (3) 専門職としての価値基準
- (4) 衝突多い反面、信頼も厚い

6. その他

- (1) シャベリ弁護士 vs 書き弁護士
- (2) ブルジョア弁護士 vs 労働弁護士
- (3) 依頼者説得型 vs 依頼者迎合型
- (4) 怒鳴り型 vs やさしい型

第4 土地バブル、不良債権、失われた十年をどう認識するか（レジメ第8編 p27）

1. 土地バブルの発生とその崩壊

- (1) 日本人論
 - ・ 1億総不動産屋（熱しやすく冷めやすい日本人）
 - ・ ルネサンスを経験していない未熟な民族（中国もバブル再燃か）
- (2) 土地の本質論
 - ・ 土地5原則（土地は利用するもの、投資・投機の対象ではない）
 - ・ 土地基本法（1989年）
 - ・ 司馬遼太郎
『土地と日本人』（中公文庫）（対談）
土地は国民の共有物だという大思想が日本に生まれる必要性
風塵抄『日本に明日をつくるために』産経新聞 1996年2月12日（死去当日）

「住専の問題が起こっている。日本国にもはや明日がないようなこの事態に、
せめて公的資金でそれを始末するのは当然なことである。」

「その始末の痛みを通じて、土地を無用にさわるのがいかに悪であったかを
(略) 国民の一人一人が感じなければならない。

でなければ、日本国に明日はない」

(3) 経済・金融論

- ・土地本位制だった日本経済
- ・1985年のプラザ合意による転換（大前研一『質問する力』）
- ・金融緩和と金融規制（1989年不動産融資の総量規制の劇薬効果）
- ・金融監督庁の功罪（竹中医師とリソナ氏）

(4) 村上龍 バブルファンタジー『あの金で何が買えたか』

(株式会社小学館)

2. 公的資金投入論の是非

(1) 1996年 住専問題（住宅金融専門会社の不良債権）発生（6.4兆円）

→6,850億円の公的資金投入の是非

→住宅金融債権管理機構発足（1996年7月）

(2) 金融再生国会

(3) 1999年 映画 金融腐食列島「呪縛」上映——（シネマ1, p112）

(4) 2003年4月 産業再生機構発足

(5) リソナ銀行に2兆円投入

3. 不良債権の処理はなぜできないか

(1) 大蔵省、銀行の情報隠し

(2) 銀行の罪

第5 小泉改革をどう評価するか（レジメ第9編p32）

1. 小泉改革（聖域なき構造改革）の内容

(1) 経済財政改革（骨太の方針 2001年6月）（竹中平蔵経済財政担当相）

(2) 行政改革・規制改革（石原伸晃行革担当相）

(3) 地方分権

(4) 公共事業ビッグバン（大改革）——公共事業削減

(5) 道路公団、郵政民営化 etc

2. 橋本5大改革との類似性

①行政改革 ②経済構造改革 ③金融システム改革

④社会保障構造改革 ⑤財政改革

3. 細川連立内閣（1993年）の目指したもの

4. 自民党抵抗勢力の目指すもの

→既得権益、官僚支配

5. 地方分権における三位一体改革は可能か

2000年地方分権一括法による機関委任事務の廃止は画期的
しかし、財源委譲は抵抗大

6. 2大政党制の可否

- (1) マニフェスト
- (2) 憲法改正 (2005年)
- (3) 消費税アップ (?)

第6 経営者に必要な資質

1. 人物論、リーダー論

- (1) 織田信長、豊臣秀吉、徳川家康
- (2) 項羽と劉邦
- (3) 明治維新 (坂本龍馬、西郷隆盛、大久保利通 etc)

2. 日本の政治家比べ (小泉、野中、青木、亀井、管、鳩山、小沢 etc)

3. 中国の世代交代 (毛沢東→鄧小平→江沢民→胡錦濤) (中国共産党は今) シネマIIの中国特集

4. 本音か建前か

- (1) 原理派 vs 現実派
- (2) ホームレス

5. 面白いコラム

- (1) 「とりあえずビール2本」「米長棋聖」「うそ禁止条例」
- (2) 韓国経済の建て直し
- (3) 日産のゴーン社長
- (4) 羽生名人

第7 まちづくり法と小泉都市再生

1. 日本のまちづくり法の特徴 (レジメ第3編 p9)

2. 日本のまちづくり法の時代区分 (戦後58年の分析) (レジメ第3編 p10) 都市計画法 1968年法→1992年法→2002年法

3. 都市計画の仕組み

4. 都市法の近時の動き (レジメ第4編 p15)

5. 近時の注目判例 (レジメ第5編 p19)

6. 小泉都市再生 (レジメ第9編 p33)

第8 破綻する都市再開発（レジュメ第6編 p20）

破綻する（した）土地、株、ゴルフ場、そして金融システムをどう反省するか

第9 司法改革（レジュメ第10編, p34）

1. 裁判員（陪審員）

→日本人の意識改革が必要か（民主主義の訓練）

2. 増員問題+ロースクール

→弁護士を選ぶ時代に

第10 坂和流「映画と法律」

映画は勉強

- ・ スパイ・ゾルゲ
- ・ ギャング・オブ・ニューヨーク

第11 銀行を考える

1. 金融不安、ペイオフ、公的資金投入の是非（竹中説VS柳沢説）

2. 銀行の金融機能不全（貸し渋り、貸しはがし）

3. 銀行の種別、役割分担

4. 東京都銀行の準備（石原慎太郎都知事）

5. 東京青年会議所（TJC）銀行設立

6. 銀行の新商品（三井住友銀行——中小企業向け無担保融資）

第12 坂和が経営者に求めるもの

1. 体力、気力、〇〇、〇〇、知力

2. 客観的情勢分析（絶え間ない学習）

3. 決断力（タブーを作らない）

4. 建前を排除し、本音の議論

5. 競争社会は選別のチャンス（vs 護送船団方式）

以 上